

松阪市中部台テニスコート条例

改正後			改正前		
(使用料の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額 別表 （第8条関係） 施設使用料			(使用料の免除) 第10条 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合又は教育委員会が特に必要と認めた場合は、使用料を免除することができる。 別表 （第8条関係） 施設使用料		
(単位 円)			(単位 円)		
使用区分	使用時間区分	使用料	施設	時間区分	使用料の額
テニスコート1面 (A, B, C, D, E 及びFコート)	専用使用	午前9時から午前11時まで	テニスコート1面 (A, B, C, D, E及 びFコート)につき	①午前9時から正午まで専用使用	1,210
		午前11時から午後1時まで		②午後1時から午後4時30分まで専用使用	1,320
		午後1時から午後3時まで		③午後5時30分から午後8時30分まで専用使用	2,020
		午後3時から午後4時30分まで	テニスコート1面 (A, B, C, D, E及 びFコート)につき	専用使用以外の公開日における個人使用、時間区分①、②及び③の時間内で1人1時間	110
		午後4時30分から午後6時30分まで	テニスコート {Gコート (壁打コート含む) }	午前9時から午後5時までの時間内で1時間 (専用使用は行わない)	110
		午後6時30分から午後8時30分まで			

改正後				改正前	
	一般公開日における個人使用	午前9時から午後8時30分までの時間内で1人1時間	160	<p>備考</p> <p>1 午前9時から午後4時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分①、②の額の合計額。午後1時から午後8時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分②、③の額の合計額。午前9時から午後8時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分①、②、③の額の合計額とする。</p> <p>2 テニスコートについては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20%増（10円未満は、四捨五入とする。）とする。</p>	
テニスコート（Gコート（壁打コートを含む。））	個人使用	午前9時から午後5時までの時間内で1人1時間	160		
シャワー室		10分	100		
備考					
<p>1 テニスコートについては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20%増（10円未満は、切捨てとする。）とする。</p> <p>2 使用時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。</p>					